

社会福祉施設等の水害対策検討会議開催要項

(目的)

第1条 本県における社会福祉施設等の水害対策の今後の方向性について検討するに当たり、有識者等の意見を聴くため「社会福祉施設等の水害対策検討会議」（以下「検討会議」という。）を開催する。なお、検討会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律または条例により設置された附属機関ではないものとする。

(会議事項)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 今後の社会福祉施設等の水害対策に関すること
- (2) その他、水害対策の推進に向けて必要な事項に関すること

(委員)

第3条 検討会議の委員は、別表のとおりとする。なお、必要に応じ、その他の者の意見を聴くことができる。

(座長)

第4条 検討会議に座長を置き、委員が互選する。

(開催時期)

第5条 検討会議は令和5年3月31日までの間、開催するものとする。ただし、必要に応じてこれを延長することができる。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。